

# 農地等利用最適化推進施策 の改善に関する意見書への回答

## <意見項目>

1. 農地転用許可審査における判断基準の見直しについて . . . 1
2. 人・農地プランを軸とした担い手への利用集積について . . . 2
3. 農地の利用集積を進めるための環境整備について . . . 3
4. 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備について . . . 5
5. 農地利用の最適化の推進に向けた運用改善について . . . 7

## <その他の項目>

1. 生産性の低い中山間地域を考慮した新しい作目の選定と導入について . . . 8
2. TPP合意の十分な国会審議と国内対策の継続・強化について . . . 10

## 1. 農地転用許可審査における判断基準の見直しについて

農地転用申請地が第1種農地であった場合で、集落接続に該当しない農地には、農業後継者等であっても住宅の建設が出来ない。

守るべき農地は適切にしぼり込み、集落機能の維持に資するという観点に立ち、「航空写真でつながっているから第1種農地」という平面的な見方でなく、地域を立体的に見て、実態に即した判断ができるよう基準の見直しをされたい。

(回答)

- 1 農地転用許可審査における「集落接続」の判断基準について、まず「集落」の解釈は、国の通知に沿って、県として、すでに最大限緩和して運用しているところです。
- 2 また、「接続」の解釈についても、市街化調整区域の規制を準用することにより、柔軟に対応しているところです。
- 3 このようなことから、本件については、まずは、当該土地が守るべき第1種農地に該当するかについて、改めて地域で議論していただく必要があると考えております。そのうえで、農業委員会において、地域の実情等を踏まえながら、第2種農地に該当すると判断される場合には、その根拠を頂いたうえで、県として対応していきたいと考えております。

## 2. 人・農地プランを軸とした担い手への利用集積について

農地利用最適化推進委員の設置を機に、農業委員会組織の農地利用調整機能を今まで以上に活用し、地域の農地の有効利用を進めていくように市町村と連携して取り組むが、県としてもその活動に対して支援していただきたい。

(回答)

- 1 産業振興計画の戦略の柱の一つでもある、施設園芸など生産性の高い農業を推進していくために、現在、農地中間管理機構を通じて担い手への農地集積に取り組んでいますが、担い手が求める「優良な農地」がなかなか出てこない状況にあります。
- 2 このような「優良な農地」の掘り起こしには、地域の農地情報を持ち、地域からの信頼の厚い人材の協力が不可欠です。
- 3 改正農業委員会法の施行に伴い、各市町村に順次配置される農地利用最適化推進委員におかれては、農地中間管理機構の職員と密接に連携し、一体となって担い手への農地集積を進められるよう、県としても取り組んでまいりたいと考えております。

### 3. 農地の利用集積を進めるための環境整備について

中山間地域などの条件不利農地において農地中間管理事業などを活用した農地集積が促進されるよう、受益者負担の少ない簡易なほ場整備事業を措置されたい。

(回答)

- 1 現行のほ場整備事業でも、担い手への農地集積率に応じて地元に対して促進費を交付する制度があります。例えば、農地集積率が55%から65%であれば事業費の5.5%の交付が受けられるなど、地元負担も軽減され、農地集積の加速化も期待できますので、本制度をうまく活用していただきたいと考えています。
- 2 また、現在、国では、農地中間管理機構が借り入れた農地で一定規模以上のまとまりがあるものを対象に、農業者の負担を不要とする事業制度を検討していると聞いています。
- 3 県といたしましては、今後も、こうした国の動向も注視しながら、引き続き農地集積を促進してまいります。

### 3. 農地の利用集積を進めるための環境整備について

生産条件が不利な中山間地域等で農業を営む意欲的な小規模農業者も多数存在し、集落機能の維持などに大きな役割を果たしていることから、こうした小規模農業者の経営が継続できるよう経営安定のための支援策を強化されたい。

(回答)

- 1 中山間地域等で農業を営む農家の多くは、総じて経営規模が小さく、また、高齢化が進んでおります。
- 2 そのため、平成27年度から県が取り組んでいる中山間農業複合経営拠点は、小規模農家の作業受託や庭先集荷をして生産物を販売するなどして地域の農業を支え、さらに、担い手を確保するための研修事業や、雇用就農により地域の農業を守っていく事業です。
- 3 今後とも、地域の皆様のニーズもしっかり聞きながら、中山間農業複合経営拠点の仕組みが、地域地域にマッチした取り組みになるよう取り組んでまいります。

#### 4. 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備について

新規就農者の定着のための地域支援体制の整備について、

- 1 地域の農業委員による世話役活動、地域の自治会やJAの生産部会による支援体制を強化されたい。
- 2 また、悩みを共有できる仲間づくりのため地域活動に重点を置いた新規就農者の組織化について支援されたい。
- 3 青年就農給付金「準備型」については給付金返還の事態が生じないよう就農のための農地の確保ならびに農業法人等への雇用就農の受け皿確保について支援を強化されたい。
- 4 更に、「経営開始型」については、新規参入希望者の就農にあたって「人・農地プラン」への位置づけが適切かつ円滑に行われるようにするとともに、親元就農については新規作目の導入や経営継承が円滑に行われるよう農業委員会、JA、農業振興センター等関係機関による協力体制を強化されたい。

(回答)

- 1 「産地提案型担い手確保対策」を県内全市町村に普及し、就農前の技術習得、就農時の農地やハウスの確保、就農後の営農定着など、各地域の実態に即した支援体制を整備し、就農希望者が確実に営農定着できるよう支援していきます。

- 2 また、新規就農者の悩みの解決については、引き続き、「新規就農トークラリー」や、各地域での新規就農交流会などを通じて支援するとともに、就農コンシェルジュが現場に出向き相談活動を実施していきます。
  
- 3 雇用就農の受け皿確保については、法人化セミナーの開催による新たな法人の育成や比較的規模の大きい次世代型ハウスの整備などにより確保をしていきます。
  
- 4 更に、新規就農者の定着のためには、産地提案型の取り組みなどを牽引している、市町村・JA・農業振興センター・農業委員会からなる各地域担い手育成総合支援協議会が、青年就農給付金の「準備型」や「経営開始型」を活用しながら、「人・農地プラン」への位置づけや親元就農時の経営継承が円滑に行われるよう、地域の実態に即したその他関係機関等と連携して支援していきます。

## 5. 農地利用の最適化の推進に向けた運用改善について

来年度は、本県の33農業委員会のうち19の委員会が新制度に移行することから、活動実績に応じた交付割合を増やすなど現場でより活動がしやすい交付金の運用改善を図るよう国に対して要請されたい。

(回答)

- 1 農地利用最適化交付金は本年度からの新たな制度であり、本年度新体制に移行した農業委員会も6に留まることから、実際の交付にあたってどのような課題が生じているかを十分に把握することは出来ておりませんが、今後、注意深く現状を把握してまいります。
- 2 その結果、各都道府県での当該交付金の交付実績と大きな差が生じるなど、明らかな課題が生じているようであれば、実際の配分に対する柔軟な運用などを国に求めていきたいと考えております。



## その他の項目

### 1. 生産性の低い中山間地域を考慮した新しい作目の選定と導入について

有害鳥獣による農作物被害や基盤整備の遅れなどの影響もあり、耕作放棄地が広がる傾向にあります。耕作放棄地の発生を防ぐためには、人・農地プランを中心に、将来の守るべき農地を集落の中で話し合い、高齢者も作りやすく労働力が少なくて済む収益性の高い作目、鳥獣害にあわない作目の選定が必要です。そこで、有利作物の提案と導入に際しての支援について検討されたい。

(回答)

- 1 中山間地域では、ほ場条件に適した園芸作目の導入と自分の労力に応じて複数の作目を組み合わせた経営を展開することが必要と考えています。
- 2 現在、県内の中山間地域では、ナスやピーマン、ショウガなど収益性の高い作目が定着していますが、より高い収益を得るためには、これらを補完する新たな作目の導入が必要です。

- 3 県では、新たな有望作目として、各自の労働力に応じて取り組め、鳥獣被害が少なく、高収益の望める作目であるサカキやシキミなど花木類の推進を行っているところです。
  
- 4 今後は、農業振興センターを中心に市町村、JAなど関係機関が連携して農家の意向も確認しながら、有望作目の選定、導入後の栽培指導及び販売の両面について支援を行い、農家所得の向上につなげていきます。

その他の項目

2. TPP合意の十分な国会審議と国内対策の継続・強化について

先般、TPP交渉で大筋合意されましたが、農業者は極めて大きな不安を抱えています。合意内容が食の安全性や国内農業に与える影響について引き続き十分な検証と説明を行うとともに、国会審議にあたっては十分な審議を尽くす必要があります。

また、国内対策については、政府において新規事業ならびに既存事業の予算増額等の対策が講じられていますが、TPP協定の合意内容は固定的なものではなく、その影響は広範かつ中長期に及ぶと考えられることから、予期せぬ事態への臨機な対応措置をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点に立った制度・施設の運用を図るよう国に対して要請されたい。

(回答)

1 12月9日に成立したTPP承認案・関連法案は、国会のルールに則り採決されたものであると考えております。また、世界的に保護主義の広がりが懸念される中、今回のTPPの承認は、自由貿易拡大に向けた日本の姿勢を世界に示すものであることから、意義あることと思っております。

2 しかし、本県の場合には、中山間地域が多いといった厳しい実情もある中で、中山間地域の農業者を中心に、将来の経営への不安感が生産意欲を減退させ、結果として生産量が低下することも懸念されております。

3 政府においても、農業者の不安に対し、不安を払拭したとは言いきれないとしたうえで、国内対策を取ることで不安を払拭していくこと、また、TPPの発効にかかわらず農業の体質強化を行っていくことが表明されております。

県としましても、TPPの動向に関わらず、中山間地域を含め、生産性の向上と担い手の所得増加を図る取り組みを強化していくことが極めて重要と考えております。

4 そのため、産地パワーアップ事業や、畜産クラスター事業など、国の政策大綱に基づく事業なども積極的に活用しながら、産地基盤の強化に取り組んでいるところです。

このようにTPP関連施策も活用しながら、第3期産業振興計画を着実に進めていくことで、中山間地域の農業をしっかりと支え、強化していきたいと考えておりますし、今後も引き続き、国に対して必要な政策提言を行ってまいります。